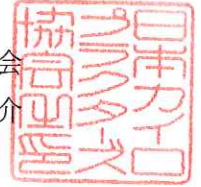


平成 29 年 5 月 24 日

厚生労働省 医政局
医事課長 武井 貞治 殿

一般社団法人 日本カイロプラクターズ協会
会長 竹谷内 啓介



海外のカイロプラクティック関連施設の現地視察に関する要望書

昨今、報道関係者からカイロプラクティックの有効性と安全性に関する当会への問い合わせや取材依頼が増えています。報道関係者の多くは貴省が 26 年前に出された「医業類似行為に対する取扱いについて」の通知を参照していますが、同通知と最新のカイロプラクティックに係る研究調査結果は著しく乖離しています。

当会は国内のカイロプラクティック業界の課題解決に向けた取り組みの中で教育が最重要課題と考え、カイロプラクティックの専門職業大学創設も視野に入れています。そのためには、まず貴省に海外のカイロプラクティックの現状（業界・資格・臨床・教育・研究）を正確に把握していただきたいと考えております。

当会は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、イギリス、スイスをはじめとする国々のカイロプラクティック高等教育機関（大学・大学院）、資格登録委員会および研究機関、世界保健機関（WHO）等の現地視察を手配するとともに、必要であれば世界カイロプラクティック連合（WFC）事務局長や WHO 関係者を紹介いたします。

世界のカイロプラクティックの現状を正確に把握することを目的として、貴省に海外のカイロプラクティック教育機関・研究機関等を視察していただきたく強く要望いたします。